

訂正とお詫び

「平成29年度版 1級建築士試験 学科 過去問スーパー7」に誤りがありますので、下記のとおり訂正いたします。

ページ	該当項目	誤	正
p. 268	平成27年 No.23 肢3 7行目	規則第20条の <u>5</u>	規則第20条の <u>4</u>
p. 419	平成26年 No.29 肢1 6行目	<u>5,000</u> 万円	<u>7,000</u> 万円
p. 557	平成25年 No.22 肢2 1, 3, 5行目	同法施行規則第20条の <u>5</u>	同法施行規則第20条の <u>4第1項</u>
p. 837	平成23年 No.22 肢1 1行目	同法第23条の2 第 <u>四</u> 号	同法第23条の2 第 <u>五</u> 号
p. 838	平成23年 No.23 肢4 1行目	建築士法第10条の2 第2項	建築士法第10条の2の <u>2</u> 第2項
p. 945	平成22年 No.18 肢4 3行目	<u>定め、これを勧告する</u> ことが	<u>定める</u> ことが
p. 965	平成22年 No.11 肢1 6行目	第 <u>三</u> 号及び第 <u>四</u> 号	第 <u>二</u> 号及び第 <u>三</u> 号
p. 965	平成22年 No.11 肢1 8行目	<u>及び第二</u> 号	<u>イ及びロ</u>
p. 965	平成22年 No.11 肢2 9行目	第 <u>四</u> 号	第 <u>三</u> 号
p. 966	平成22年 No.13 肢1 1行目	法第20条第一号	法第20条第 <u>1項</u> 第一号
p. 966	平成22年 No.13 肢3 1, 2, 4, 5行目	法第20条	法第20条第 <u>1項</u>

以上、訂正がありましたことを深くお詫びいたします。